

2016年度(平成28年度)決算

東京海上ウエスト少額短期の現状

2017

To Be a Good Company

はじめに

平素より、東京海上ウエスト少額短期をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当社の経営方針、事業概況、財務状況についてご説明するために2016年度（2016年4月1日～2017年3月31日）決算のディスクロージャー誌「東京海上ウエスト少額短期の現状2017」を作成しました。本誌を通じ、当社へのご理解を深めていただければ幸いです。

今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

*本誌は「保険業法第272条の17」および「同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。



▲新大阪フロントビル

会社の概要 (2017年3月31日現在)

社 名	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社	資 本 金	150,000,000円
本社所在地	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-9 新大阪フロントビル11F	従 業 員 数	35名
		代 理 店 数	2,378店

沿革

年 月	主なできごと
2014年 1月	東京海上ホールディングス株式会社の100%出資により少額短期保険業者の準備会社として「東京海上ウエスト少額短期保険株式会社」を設立
2014年 3月	少額短期保険業者として近畿財務局登録完了「近畿財務局長（少額短期保険）第10号」
2014年 4月	社名を「東京海上ウエスト少額短期保険株式会社」へ変更 保険営業開始
2014年 10月	東京海上ミレア少額短期保険株式会社を幹事引受会社とした共同保険の引受けを開始
2015年 12月	当社を幹事引受会社とした東京海上ミレア少額短期保険株式会社との共同保険の引受けを開始

東京海上ウエスト少額短期の現状

2017

目次

現 状

■ トップメッセージ	2
■ 経営理念	3

経営について

■ 東京海上グループ概要	6
東京海上グループについて	8
代表的な経営指標	10
2016年度の事業概況	11
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	12
社会活動	12
ダイバーシティの推進	13
内部統制基本方針	14
コーポレートガバナンスの状況	16
コンプライアンスの徹底	17
反社会的勢力等への対応	18
リスク管理態勢	19
資産運用方針	19
情報管理方針	20
情報開示	22
勧誘方針	22
募集制度	23
お客様にご満足いただくために	24
より身近な保険会社として	26

現
状

商品・サービスについて

■ 保険の仕組み	28
■ 取扱商品	31

商品・サービスについて

業績データ

■ 主要な業務の状況	34
■ 経理の状況	42

業績データ

コーポレートデータ

■ 株式の状況	52
会社の組織	53
役員の状況	54
従業員の状況	56
会社およびその子会社等の状況	56
設備の状況	56
店舗一覧	56
保険に関する用語の説明	57

コーポレートデータ

トップメッセージ



取締役社長 山下 翼

平素より皆様には東京海上ウエスト少額短期保険をお引き立て賜り、誠に有難うございます。

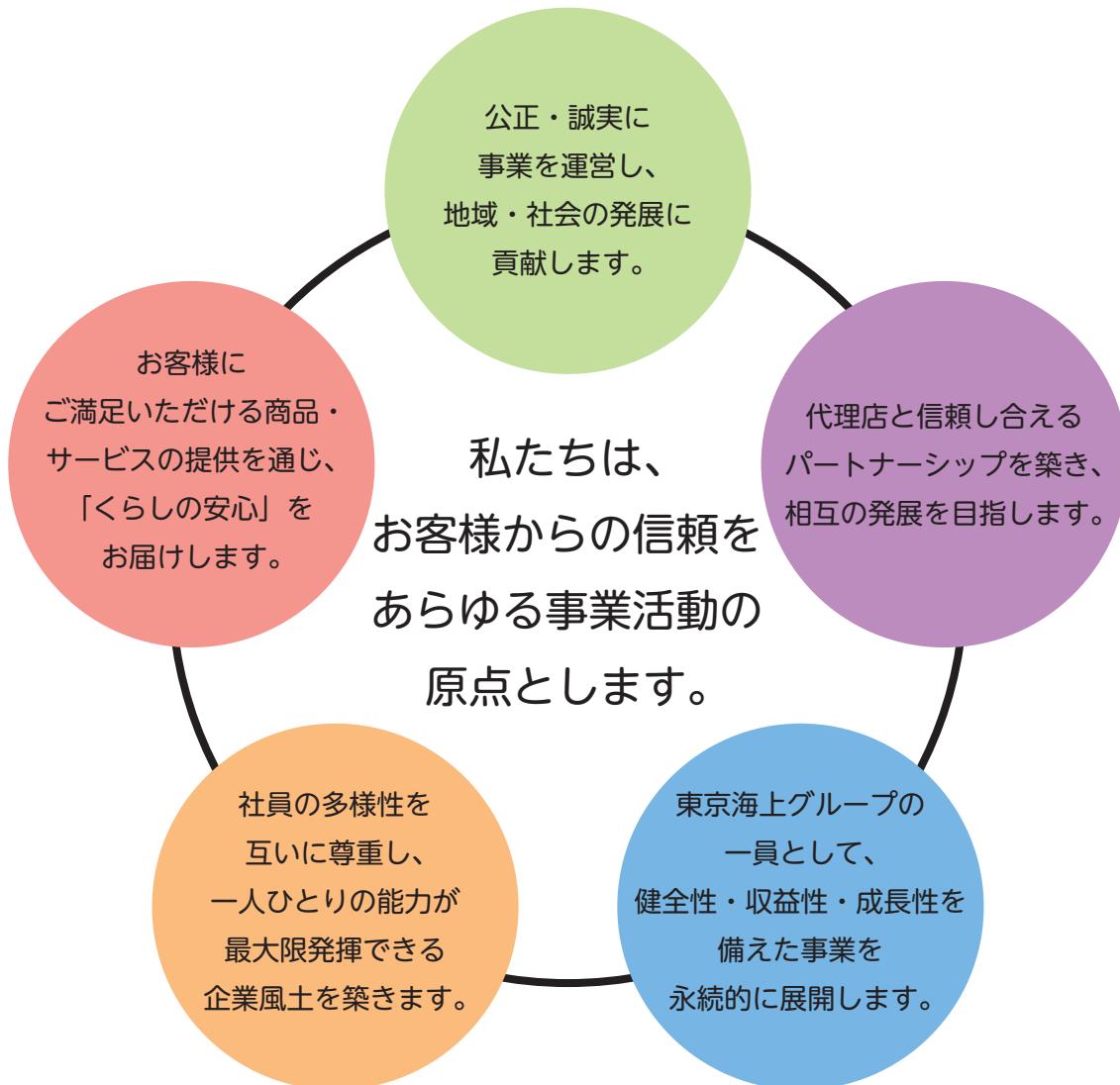
当社は、東京海上グループの少額短期保険事業会社として、2014年4月に開業し、2014年10月からグループ会社の東京海上ミレア少額短期保険株式会社と共同で保険の引受けを開始し、2015年12月から当社幹事にて保険の引受けを開始しました。

今後とも代理店の皆様とグループ会社の東京海上ミレア少額短期保険株式会社と連携し、お客様に「くらしの安心」をお届けしてまいります。

皆様に必要と感じて頂ける会社を目指して挑戦していきますので、今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2017年7月

経営理念



東京海上ウエスト少額短期保険では、お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点として、ステークホルダーの皆様の期待に応えていくことで社会の発展に貢献することを目指しています。

現状

経営方針について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

●MEMO

経営について

東京海上グループ概要	6
東京海上グループについて	8
代表的な経営指標	10
2016年度の事業概況	11
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	12
社会活動	12
ダイバーシティの推進	13
内部統制基本方針	14
コーポレートガバナンスの状況	16
コンプライアンスの徹底	17
反社会的勢力等への対応	18
リスク管理態勢	19
資産運用方針	19
情報管理方針	20
情報開示	22
勧誘方針	22
募集制度	23
お客様にご満足いただくために	24
より身近な保険会社として	26

東京海上グループ概要

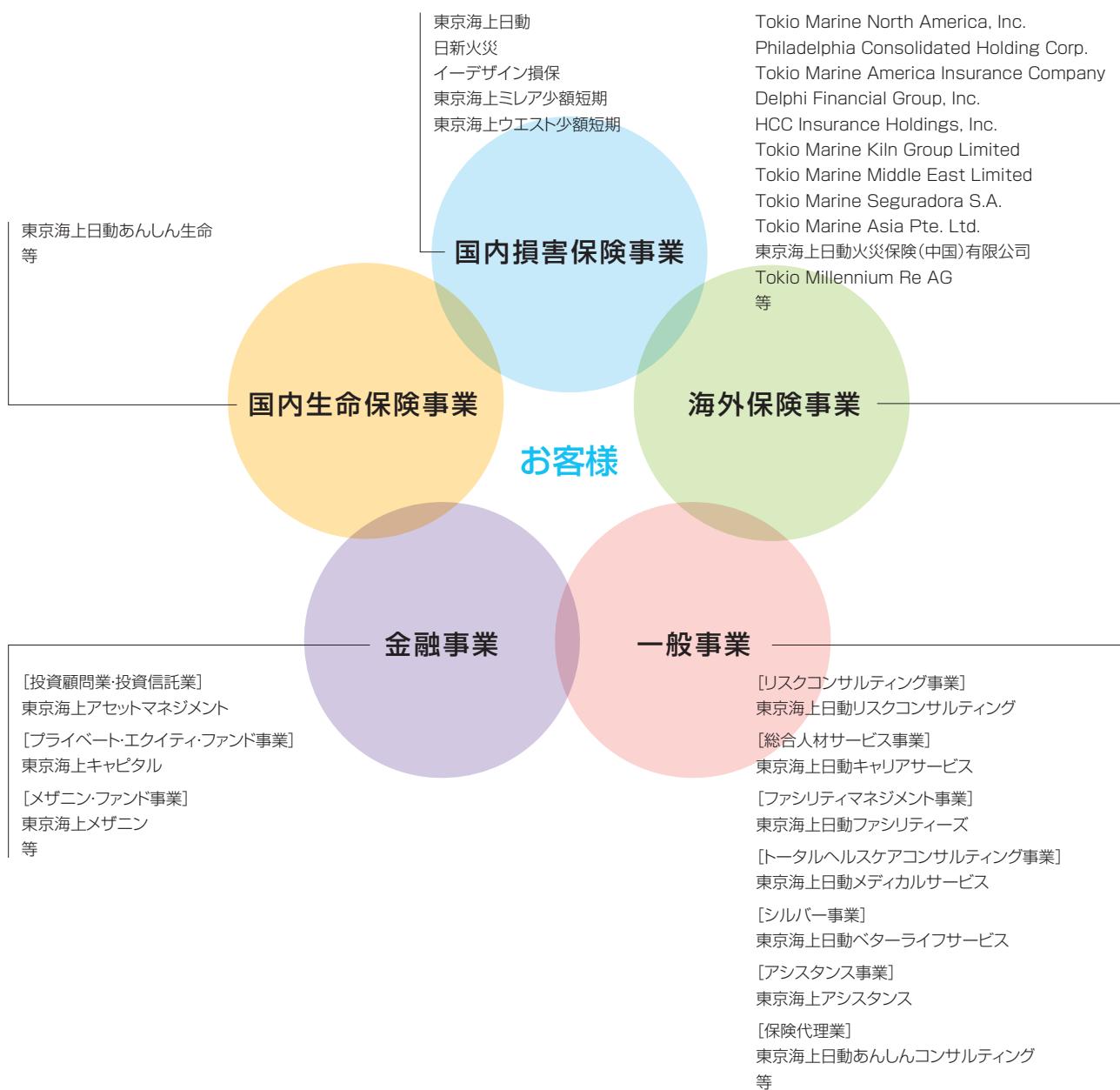
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2017年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
資本金：1,019億円
正味収入保険料：2兆1,161億円
総資産：9兆5,244億円
従業員数：17,368名
本店所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
(2017年3月31日現在)



Non-life Insurance Business

日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
資本金：203億円
正味収入保険料：1,401億円
総資産：4,179億円
従業員数：2,292名
本店所在地：東京都千代田区神田
駿河台2-3
(2017年3月31日現在)



国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
資本金：550億円
保険料等収入：8,667億円
総資産：7兆3,346億円
従業員数：2,588名
本社所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
東京海上日動ビル新館
(2017年3月31日現在)



Life Insurance Business

海外保険事業

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
正味収入保険料：3,024百万米ドル
総資産：9,719百万米ドル
従業員数：1,902名
本社所在地：米国ペンシルバニア州
　　バラキンウッド
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Oversea Business

Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
保険料及び手数料収入：2,180百万米ドル
総資産：18,541百万米ドル
従業員数：2,451名
本社所在地：米国ニューヨーク州
　　ニューヨーク市
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年
正味収入保険料：2,987百万米ドル
総資産：11,262百万米ドル
従業員数：2,613名
本社所在地：米国テキサス州ヒューストン
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
正味収入保険料：873百万英ポンド
総資産：2,259百万英ポンド
従業員数：731名
本社所在地：英国ロンドン
(2016年12月31日現在 現地財務会計ベース)



- 海外拠点：38の国・地域
- 駐在員数：270名
- 現地スタッフ数：約23,000名

- クレームエージェント数：約250拠点
(サブエージェントを含む)

(2017年3月31日現在)

東京海上グループについて

東京海上グループの経営戦略

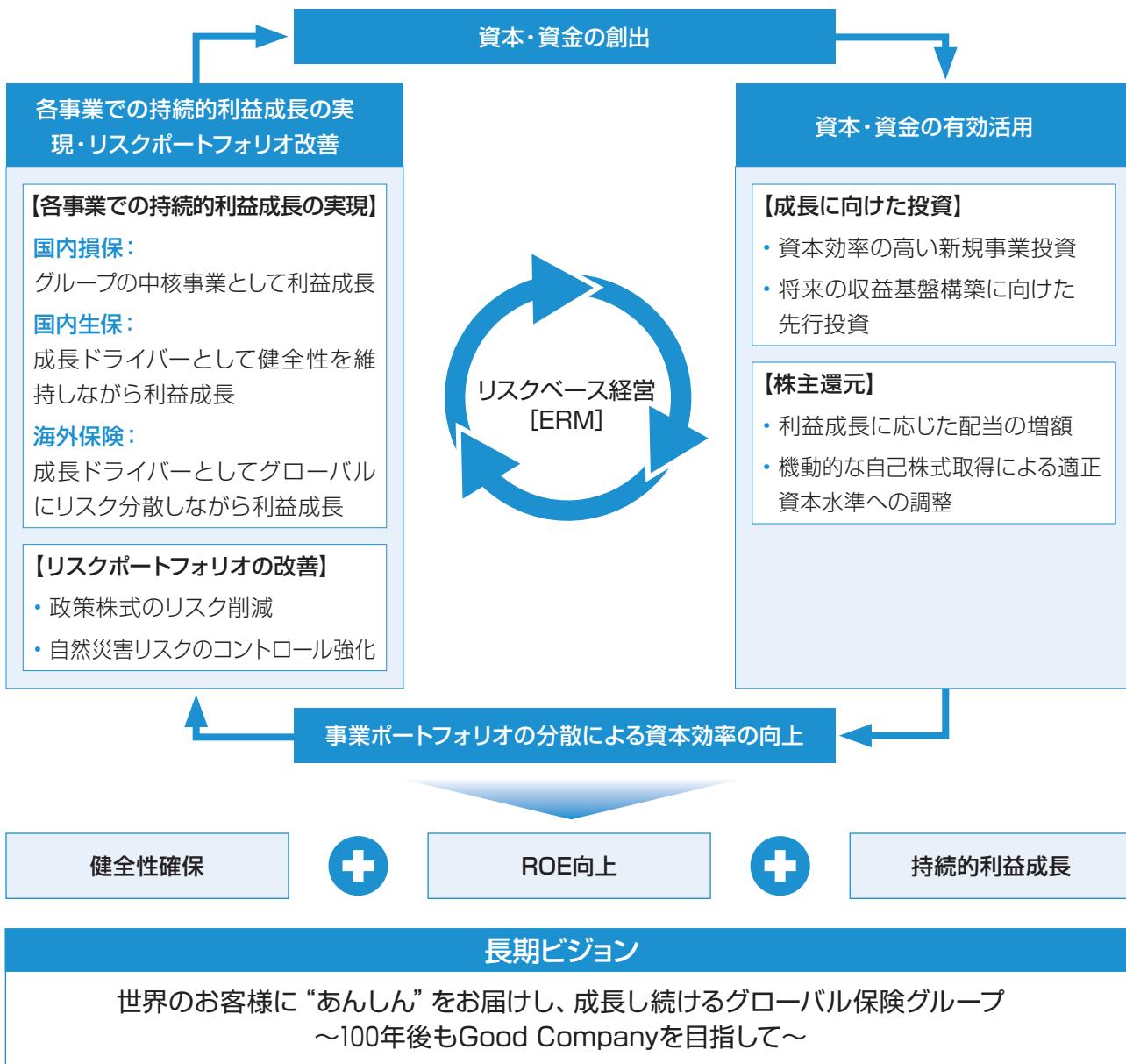
東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとして、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

2015年度からスタートした3カ年のグループ中期経営計画「To Be a Good Company 2017」では、さまざまな事業環境の変化が見込まれている中、これらの「変化」を先取りする形で経営基盤、事業戦略を構築していきます。そして長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」の実現に向けて、グループ一丸となって取り組んでいきます。

グループ中期経営計画「To Be a Good Company 2017」

1.全体像

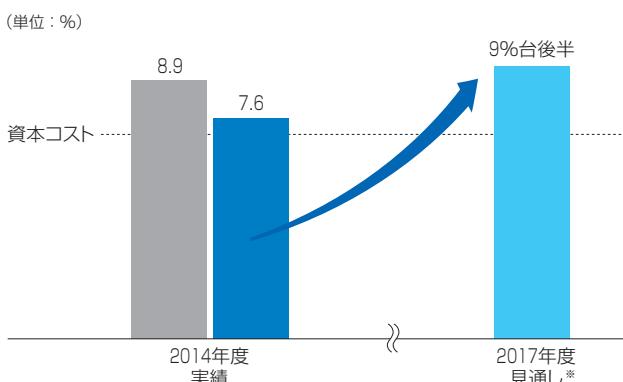
「リスクベース経営」を基軸に健全性を確保しつつ、環境変化の中でも利益成長と資本効率を持続的に高めていくことで、長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」となることを目指します。



2.中期経営計画の経営指標

(1)グループ全体の目標

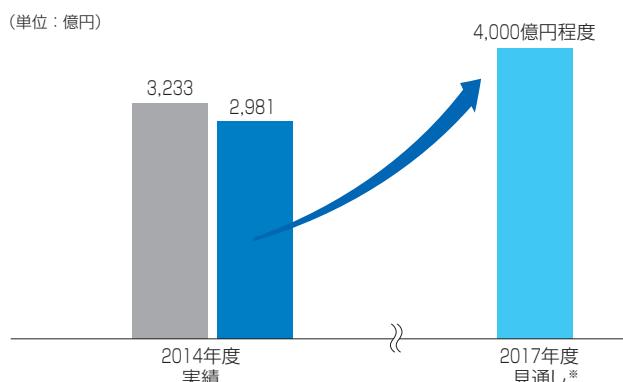
修正ROE



- 分子となる修正純利益における自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。また、分母となる修正純資産について市場環境(株価・為替)を2015年3月末と同水準に補正しています。

* 2015年3月末の市場環境をベースにしています。

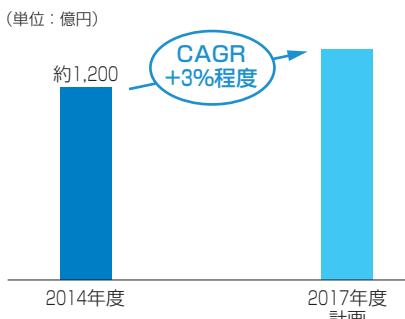
修正純利益



- 自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正しています。

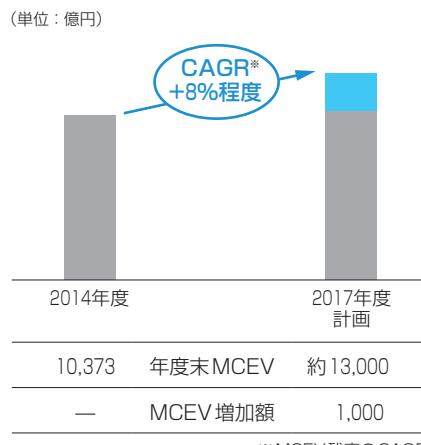
(2)各事業の利益目標

国内損保事業(東京海上日動)

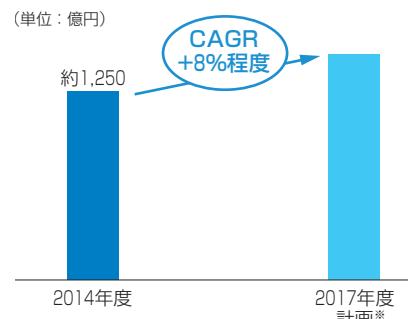


- 為替変動の影響を除き、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

国内生保事業(あんしん生命)



海外保険事業



- 2015年3月末為替で、自然災害に係る発生保険金を平年並みに補正

* MCEV 残高のCAGR

経営指標の定義

グループ全体の利益指標(修正純利益)

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益*

連結当期純利益^{**2}+異常危険準備金繰入額
+ 危険準備金繰入額+価格変動準備金繰入額
- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
+ のれん・その他無形固定資産償却額
- 事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等

■ 修正純資産^{**1} (平均残高ベース)

連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金
- のれん・その他無形固定資産

■ 修正ROE=修正純利益÷修正純資産

* 1 各調整額は税引後

* 2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

事業別の利益指標(事業別利益)

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1)損害保険事業

当期純利益(単体)+異常危険準備金等繰入額
+ 価格変動準備金繰入額
- ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等
※単体の純利益を起点としているため、のれん等の償却費は含まれない

(2)生命保険事業

MCEV増加額-増資等の資本取引

(3)その他の事業

当期純利益(単体)

代表的な経営指標

2016年度 代表的な経営指標

項目 年 度	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
元受正味保険料	2,047,396千円	2,602,256千円
正味収入保険料	20,465千円	26,016千円
正味損害率	9.9%	16.7%
正味事業費率	284.3%	△783.3%
保険引受利益(△は損失)	△45,957千円	△52,933千円
経常利益(△は損失)	△39,552千円	23,578千円
当期純利益(△は損失)	△31,974千円	15,550千円
ソルベンシー・マージン比率	1,617.8%	1,228.5%
総資産額	1,026,921千円	1,645,796千円
純資産額	241,733千円	257,283千円
保険業法上の純資産額※	242,440千円	258,612千円

※保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものをいいます。

2016年度の事業概況

事業の経過及び成果等

当社は2014年3月24日に少額短期保険業者（近畿財務局長（少額短期保険）第10号）として登録を完了し、2014年4月1日から営業を行っています。

2014年10月1日から東京海上ミレア少額短期保険株式会社（以下「ミレア少短」）との当社非幹事の共同保険契約の引受けを開始し、体制を整備の上、2015年12月21日から当社幹事の共同保険契約の引受けを開始しています。

中期事業計画の取り組み

2015年度から2017年度までの3ヵ年中期事業計画「私たちは、お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点とします。～To Be a Good Company～」の2年目として、昨年度に引き続き、4本柱である「トップラインの拡大」「営業体制の強化」「収益性の向上」「営業戦略・収益性の向上を支え、高い業務品質を提供する取り組み」の推進、および「内部統制の強化」「企業文化の醸成・定着化」に取り組みました。

保有契約の増加

当社の主力商品である「お部屋の保険 ワイド」は、賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対応できる保険として好調に推移しており、2016年度末の保有契約件数は502千件と、2015年度末から約157千件増加しました。

組織体制の整備

2015年12月21日からの当社幹事の共同保険引受け開始に伴い、2016年1月1日付で、営業部（大阪支社・名古屋支社・広島支社・福岡支社）に当社専任の社員を配置しています。

さらに順調に業務を拡大する中、西日本全体の広域マーケットに対し、細やかなマネジメントを通じて、より地域に密着した営業展開を行うために、2017年4月1日付で営業部を再編し、営業第一部（大阪支社・名古屋支社）、営業第二部（広島支社・福岡支社）の二部体制としています。

「お客様の声」を経営に活かし、品質向上につなげる取り組み

2016年度は、「お客様の声」を共有する取り組みをこれまで以上に積極的に推進した結果、「お客様の声」の受付件数（お褒めの声を除く）は、ミレア少短との合算で、2015年度対比で1,113件増加し、2,525件となりました。

いただいた「お客様の声」は社内で全件共有し、お客様により高い品質のサービスを提供できるよう継続的な改善に努めています。本取り組みは、当社が高い業務品質を維持し続けるために欠かすこととはできないと考え、2016年4月1日付で取締役会委員会として『「お客様の声」対応検討委員会』を設置し、原則として毎月開催しています。

顧客ニーズへの対応

お客様のニーズにお応えするため、2016年5月にサービス付き高齢者住宅にお住まいの方について保障内容を拡充する商品改善を行いました。

2016年度業績

収入保険料2,740百万円に回収再保険金等の再保険収入2,473百万円を加えた保険料等収入は5,213百万円となり、その他経常収益を加えた経常収益は5,290百万円となりました。

一方、保険金等支払金3,285百万円、責任準備金等繰入額278百万円、事業費1,702百万円等を合計した経常費用は5,266百万円となりました。

この結果、経常利益は23百万円、当期純利益は15百万円となり、開業以来初の黒字決算となりました。また、当期末の利益剰余金は△42百万円、純資産は257百万円となりました。

対処すべき課題

中期事業計画を着実に達成するため、持続的な利益成長の実現を目指すとともに、お客様や地域社会から信頼され、支持が得られる企業となるよう、引き続き安定的な事業運営に努めます。

また、社員一人ひとりの更なる成長により経営効率を高め、業界の動きにスピード感を持って対応していきます。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループではCSRを実践するための行動指針として、「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

○商品・サービス

- ・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。

○人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

○地球環境保護

- ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

○地域・社会への貢献

- ・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。

○コンプライアンス

- ・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。

○コミュニケーション

- ・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

社会活動

地球環境保護の主な取り組み

当社は、ペーパーレス化の一環として、Webでご自身の契約内容を確認いただける仕組み（Web証券）を用意し、お客様が保険証券発行の省略を選択いただける取り組みを推進し、紙資源の使用量を抑制しています。また、地球環境保護の取り組みの一環として「湘南国際村めぐりの森」の植樹活動に参加しています。

2016年5月に開催された「湘南国際村めぐりの森」植樹・育樹祭には社員とその家族が他の参加者とともに約2,000本の植樹と育樹（除草）活動を行いました。また、2016年11月のイベントでは、当社社員とその家族が自分の背丈程の高さがある雑草を根から抜き取る育樹（除草）活動を行いました。



「湘南国際村めぐりの森」
植樹・育樹祭

地域・社会貢献の主な取り組み

当社は、地域・社会への貢献活動として、各事業所周辺の清掃活動を行っています。広島支社では、宮島弥山清掃登山に参加しました。

また、社員による社会貢献活動を支える制度として「マッチングギフト制度」を設けています。これは、社員有志による寄付に会社が同額を上乗せて寄付する制度です。本年度は、この制度を利用し、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じた震災孤児支援のための募金活動と、2016年4月に発生した熊本地震で被災された方々に対し、社員と共に義援金を提供しました。



広島支社
宮島弥山清掃登山



名古屋支社
清掃活動

ダイバーシティの推進

働きやすい職場環境づくりの取り組み

当社においては、かねてより社員重視の企業文化の醸成を目指し、個人の多様性を受容した、働きがいと働きやすさが両立する職場の実現に向けた各種取り組みを進めてきました。

育児・介護の両立支援のサポート制度の充実を図り、男性社員が育児休業を取得するなど、育児休業取得や、育児休業から復帰して短時間勤務制度を活用するケースが増えています。

人権啓発への取り組み

社員一人ひとりが人権への意識を高め、差別やハラスメントのないより良い人間関係を築くために、毎年すべての社員を対象とした人権啓発研修を実施しています。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下、「東京海上HD」）との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - a. 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、年度アクションプランを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
 - c. コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - a. リスク管理方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - b. リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - c. リスク管理についての年度アクションプランを策定する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2)当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3)当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (4)当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (5)当社は、(1)～(4)のほか、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1)当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するために必要な知識・能力を具备した職員を配置する。
- (2)当該職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3)当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1)役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2)当社は、監査役に(1)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (3)役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会に出席するほか、その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2)監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3)役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4)内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより監査役との連携を強化する。
- (5)当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客様、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付け、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレートガバナンス方針」および当社の「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役・取締役会

取締役は4名（2017年7月1日現在）、任期は1年とし、再任を妨げないものとしています。

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務等を負います。

また、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を充分に全うできるよう努めています。

2. 取締役会委員会

当社では、取締役会から諮問された事項についての調査、審議もしくは立案を行い、また、委託された事項について、その解決策を計画・立案し、総合的に調査の上、推進することを目的として、常勤取締役、および関係部の部長から構成される以下の取締役会委員会を設置しています。

(1) コンプライアンス委員会

当委員会は、コンプライアンスに関する方針および実施計画の策定と推進、コンプライアンスの社内推進体制の整備、コンプライアンスに関する社員教育・研修に関する基本方針および実施計画の策定等の役割を担っています。

(2) リスク管理委員会

当委員会は、リスク管理の基本方針および基本計画の策定、リスク管理態勢の整備、リスク管理に関する社員教育・研修の統轄および実施、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクが突発的に発生した場合の緊急対応の検討等の役割を担っています。

(3) IT運営委員会

当委員会は、IT投資計画全般に関する総合的な調整、およびITの持つ可能性を最大限に活かした業務運営に関する協議等を行い、当社ITガバナンスを推進することを担っています。

(4) 「お客様の声」対応検討委員会

当委員会は「お客様の声」について認識を共有し、課題や解決の方向性を検討し、主管部・対応責任部へ改善を促し、また「お客様の声」に基づく業務品質課題について、その対応策の審議・検討を行い、その実現に向けた進捗管理を行う役割を担っています。

3. 監査役

監査役は2名、うち1名が社外監査役です。（2017年7月1日現在）

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を行います。

監査の実施にあたっては、監査役が定めた監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

4. 社内の内部管理態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業におけるすべての業務を対象とした内部管理態勢（法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等を実施するもの」と定義して、すべての業務および組織を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、取締役会に報告しています。

コンプライアンスの徹底

＜コンプライアンス宣言＞

当社は、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におくことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は、当社の経営理念の実践そのものです。

当社では遵守すべき重要な事項を「コンプライアンス行動規範」としてまとめています。

私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

取締役社長 山下 翼

また、当社では、東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」を当社の「コンプライアンス行動規範」としています。

＜東京海上グループコンプライアンス行動規範＞（骨子）

- | | |
|------------------|--|
| ●法 令 等 の 徹 底 | 法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。 |
| ●社 会 と の 関 係 | 社会、政治との適正な関係を維持します。 |
| ●適切かつ透明性の高い経営 | 業務の適正な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。 |
| ●人 権 ・ 環 境 の 尊 重 | お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。 |

コンプライアンス態勢

「お客様の信頼を得るための日常の業務活動すべてがコンプライアンスの取り組み」という認識のもと、コンプライアンス態勢の強化を図り、全役職員がコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

- 会社全体としてのコンプライアンスの徹底のため、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設け、コンプライアンスに関する基本方針・年次計画の立案や実施状況の点検・監視を行っています。
- コンプライアンスの確実な推進とけん制機能の適切な実施のため、コンプライアンス部門（業務サービス部等）を設置しています。
- 各部長がコンプライアンス推進の責任者となりコンプライアンス研修の実施等、部署内のコンプライアンスの徹底を図っています。
- コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに業務サービス部等に報告・相談を行うことを義務付けています。
- 何らかの理由で通常の報告・相談を行うことが適当でない場合には、各種ホットラインを利用して匿名で報告・相談を行うことができる体制にしています。

反社会的勢力等への対応

＜反社会的勢力等＞とは

反社会的勢力等とは、以下のいずれかに該当する集団または個人を指します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人
- ・上記以外で暴力、脅迫、威力、詐欺等の違法ないし不当な手段を用いて不当な要求行為を行う集団または個人

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応するよう努めます。

当社では、反社会的勢力等に対し、東京海上グループの基本方針を踏まえて以下1から5に基づき対応します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リバート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

リスク管理態勢

リスク管理方針

保険事業運営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきたことを踏まえ、当社は、東京海上グループのリスク管理基本方針に基づき各種の「リスク管理方針」を定め、業務の健全性と適正性を確保し向上するための管理態勢を構築しています。

<リスク管理基本方針>

業務の健全性と適正性を確保し維持することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、リスク管理に係る組織・体制、リスクの定義、レポーティングルールなど、当社のリスク管理全般に関する基本的事項を明確化しています。

<危機管理方針>

当社は、リスク管理基本方針に基づき「危機管理方針」を定め、お客様・代理店との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社業務に著しい支障が生じる事態において、適切な行動・措置をとり、当社が被る経済的損失を極小化し、迅速に通常業務へ復旧することとしています。

<個別リスク管理方針>

当社の事業遂行に関わる主要なリスクを特定し、主管部を定め個別にリスク管理に取り組んでいます。
主要なリスクの概要は次のとおりです。

1.保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク。

2.流動性リスク

会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量または大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引が出来なかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすること等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）。

3.事務リスク

役職員、業務委託先等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク。

4.システムリスク

情報システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク。

5.情報漏えいリスク

役職員、業務委託先等の処理誤りや不正な処理等により、重要情報の漏えいが発生し、損失を被るリスク。

6.法務リスク

事業活動に関連して発生する可能性がある
(イ) 法令等違反リスク（法令等の不遵守により損失を被るリスク）および（ロ）法律紛争リスク（法律紛争の発生により損失を被るリスク）。

7.レピュテーションリスク

会社および会社業務に密接な関係を有する者に関する否定的な評価・評判が日本国内外に流布することにより、会社の信用やブランド価値等が悪化し、結果的に不利益を被るリスク。

8.事故・災害・犯罪リスク

事故・災害・犯罪に起因して、会社または会社業務に密接な関連を有するものが、その生命・身体・資産・情報・信用・業務遂行能力に被害を被ることによって損失を被るリスク。

9.人事労務リスク

必要な人材の確保または育成が十分でないと、人事運営に関する不満に起因する役職員の士気の低下、不適切な労務管理に起因する役職員の士気の低下または心身の健康障害等により、会社の円滑な業務運営が阻害されるリスク。

資産運用方針

資産運用方針

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。

情報管理方針

個人情報の保護

当社は、お客様の住所・氏名・契約内容等の情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。その情報については、保険契約の引き受け・管理、適正な保険金の支払い、お客様のニーズにあった保険商品・サービスのご案内等のために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に基づき、社内諸規程を整備し、社内および代理店の教育、モニタリングを行い、情報管理の徹底に取り組むとともに、日々、態勢の改善に努めています。

お客様の個人情報のお取り扱いに関しては下記の「プライバシーポリシー」を定め、当社ホームページ(<http://www.twssi.co.jp/>)で以下の通り公表しています。

プライバシーポリシー

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 プライバシーポリシー

弊社は、「お客様からの信頼をあらゆる事業活動の原点とします。」という理念のもと、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドライン、一般社団法人日本少額短期保険協会の「個人情報保護指針」および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）ならびに匿名加工情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、弊社は、お預かりしている個人情報および特定個人情報ならびに匿名加工情報が業務上適切に取り扱われるよう、弊社代理店および弊社業務に従事している者等への指導および教育の徹底に努めます。なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めています。

(*) 本プライバシーポリシーにおける「個人情報」および「個人データ」とは、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得

(特定個人情報等につきましては下記8. をご覧ください。)

弊社は、業務上必要な範囲内でかつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

(特定個人情報等につきましては下記8. をご覧ください。)

弊社は、取得した個人情報を次の業務ならびに下記5. 6. に掲げる目的に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外には利用しません。

- (1)保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い
- (2)委託先（代理店を含む）のサービスの案内・提供
- (3)弊社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- (4)弊社が有する債権の回収
- (5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (6)東京海上グループ各社・提携先企業等が取り扱う生命保険、コンサルティング等の商品・サービスの案内
- (7)各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (8)弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (9)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (10)弊社社員の採用、販売基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (11)他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (12)問い合わせ・依頼等への対応
- (13)その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 個人情報および個人データの第三者への提供

(特定個人情報等につきましては下記8. をご覧ください。)

弊社は、次の場合を除き個人情報および個人データを第三者に提供しません。

- (1)あらかじめ、ご本人が同意されている場合
 - (2)法令に基づく場合
 - (3)利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（代理店を含む）へ委託する場合
 - (4)再保険の手続きをする場合
 - (5)弊社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「5. グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
 - (6)少額短期保険協会等との間で共同利用を行う場合（下記「6. 支払時情報交換制度」をご覧ください。）
- また、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（どのような提供元に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（どのような提供元か、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1)保険契約の募集に関わる業務
- (2)損害調査に関わる業務
- (3)情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4)支払調書等の作成および提出に関わる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

(特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。)

前記2.に記載した利用目的および持株会社による子会社の経営管理のために、弊社は東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。

個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書などに記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況など

個人データ管理責任者：東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

当社のグループ会社・提携先企業については、下記のとおりです。

■グループ会社：ホームページアドレス (<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>)

■提携先企業：個人データを当社が提供している提携先企業はございません。

6. 支払時情報交換制度

(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

7. センシティブ情報の取扱い

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

8. 特定個人情報等の取扱い

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。
マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

9. 個人データおよび特定個人情報等の管理

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性および最新性の確保に努めています。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます。）については、下記「12. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にて記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については、右記をご覧ください。（http://www.twssi.co.jp/policy/another_kaiji.html）

11. 匿名加工情報の取扱いについて

(1)匿名加工情報の作成

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2)匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

12. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いならびに個人データ、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

■東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 ☎ 0120-004-593

受付時間：平日9：30～17：00（土日・祝日および年末年始を除く）

2017年5月30日 改定

情報開示

当社は、お客様、株主、社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に、当社をご理解していただき、適正にご評価いただくために、「東京海上グループ情報開示に関する基本方針」に基づき、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ホームページ

当社のホームページには、商品・サービス・各種手続きのご案内や会社情報等を掲載しています。また、当社からのお知らせもご覧いただけます。(http://www.twssi.co.jp/)



ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてステークホルダーの皆様に幅広くご理解いただくために、毎年「東京海上ウエスト少額短期の現状」を発行します。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、決算・財務情報等についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆様向けにトップメッセージ、経営戦略、財務の状況等をわかりやすく説明するため「統合レポート（東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌）」を作成しています。

東京海上グループ CSRブックレット・サステナビリティレポート

東京海上グループでは、CSR（企業の社会的責任）の取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆様にご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「CSRブックレット」（冊子版・PDF版）は、当社のCSR活動をわかりやすくまとめたもので、ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会主催の「UCDAアワード2016」（CSR報告書部門）において、情報のわかりやすさ賞を受賞しました。「サステナビリティレポート」（Web版・PDF版）は、当社のCSR戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、環境省等主催の「第20回環境コミュニケーション大賞」（環境報告書部門）において、持続可能性報告優秀賞を受賞しました。



勧誘方針

当社では、お客様への販売・勧誘にあたって「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

1. 金融商品の販売等に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
3. 保険商品の内容およびご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
4. 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
5. 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
7. お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
8. お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映していくよう努めます。

募集制度

代理店による保険募集

当社は、全国で2,378店の不動産管理業・仲介業者の代理店を通じて、賃貸住宅入居者向けに「お部屋の保険 ワイド」をご案内し、日常生活に関わる安心を届けています。

代理店の業務内容

代理店は、少額短期保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、お客様との間で保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店登録および届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣への登録を受けることが必要です。

また、保険取扱者が、少額短期保険の募集をするためには、「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。

当社の少額短期保険代理店制度

当社は、不動産管理業者および仲介業者に代理店の委託を行っており、代理店によるお客様サービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

●代理店数

2015年度末	2016年度末
2,205店	2,378店

代理店指導・点検およびモニタリング

●募集前研修

募集前研修は、募集人が適切な保険業務を行えるよう研修をします。(以下は主な内容)

- ・少額短期保険の特有の業務
- ・当社特有の業務
- ・コンプライアンス(禁止行為他)

●定期・業務研修

定期・代理店業務研修は、募集人が適正な保険募集を行えるよう定期的、継続的に行います。

●登録届出内容点検

原則として年1回、代理店・募集人の登録・届出内容を確認し、齟齬があれば直ちに変更手続きを行います。

●代理店点検

代理店点検は、代理店・募集人の登録・届出情報や募集実務などを確認し、適正な募集態勢を整えるよう定期的に点検します。

●代理店監査(モニタリング)

代理店監査は、代理店の募集態勢、募集人の実務状況および代理店点検に関するモニタリングを行い、代理店における募集態勢を検証します。

現状

経営戦略について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

お客様にご満足いただくために

「お客様の声」への対応については、東京海上ミレア少額短期と合同で取締役会委員会『「お客様の声」対応検討委員会』を毎月開催して改善策を議論・検討し、実行に移してきております。

「お客様の声」対応の方針と姿勢

1. 方針

私たちは、お客様のあらゆる声を積極的に受け止め、特に「ご不満・ご要望」に対しては、真摯に受止め、お客様サービスの向上・業務改善に活かします。

2. 姿勢

a. 「お客様の声」を、感謝の気持ちを持って積極的に受止めます。

時として厳しいご意見も含まれる「お客様の声」を、私たちは真剣に、そして感謝の気持ちをもって、正面から真摯に受止めます。

b. 「お客様の声」に、最後まで組織一体となり責任を持って対応します。

寄せられた「お客様の声」に対して、公平・公正で透明性の高い対応を心がけるとともに、最後まで責任をもって、組織一体となった対応をします。

c. 「お客様の声」を業務品質の向上に活かし、「くらしの安心」をお届けします。

「お客様の声」の中にある問題の本質を見極め、是正し、商品・サービスに反映させていくことにより、お客様満足度を追求し、永続的にお客様から信頼される企業を目指します。

「お客様の声」をお聴きする取り組み

「お客様の声」の受付窓口

当社では以下のとおり、「お客様の声」を承っています。特にお客様からのご不満に対しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

●お客様専用フリーダイヤル

お客様から直接ご意見や、ご不満ご要望等をお電話で承る窓口を設置しています。

お客様専用フリーダイヤル：0120-004-593
(受付時間 平日9:30~17:00)

※土日・祝日および12月30日~1月3日はお休みとさせていただきます。

●ホームページ「お客様の声」受付窓口

お客様のご意見、ご不満・ご要望については、ホームページ上に「お客様の声」に関するご案内ページを設けており、そちらからもお申し出いただくことができます。

当社ホームページURL：<http://www.twssi.co.jp/>

公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務の実施に関する手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、少額短期保険業に関する一般的な相談のほか、少額短期保険業者の業務に関する苦情や紛争に対応する窓口として、「少額短期ほけん相談室」を設けています。当社との間で問題が解決できない場合には、「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。（<http://www.shougakutanki.jp>）

○一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

フリーダイヤル 0120-82-1144

受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

2016年度お客様の声の件数（東京海上ミレア少額短期との合算）

項目	件数(件)	割合(%)	代表的な事例
契約・更新手続きに関するもの	1,047	41.5	更新案内の送付遅延など
解約手続きに関するもの	767	30.4	退去時に、解約手続き等の説明がないなど
契約者さま専用ページに関するもの	139	5.5	案内文がわかりづらいなど
その他	572	22.6	
総計	2,525	100.0	

「お客様の声」を経営に活かす取り組み

「お客様の声」の分析・活用

お客様からお寄せいただいたご不満等のご意見については、当社の担当部において一元管理するとともに分析を行い、関係各部署への改善提案および業務プロセスや商品等の改善等当社の施策に活かしていきます。

「お客様の声」対応検討委員会の開催

「お客様の声」についての分析と対応方針の会議を毎月行い、結果の情報共有と経営改善に活かしています。

「お客様の声」を起点とした改善サイクル

いただいた「お客様の声」の内容を丁寧かつ真摯に検討し対応策を講じる「改善サイクル」を効果的に回し続けることにより、高い業務品質をお届けするよう努めてまいります。



改善した事例

お客様の声	改善内容
解約手続きが電話だけで全て済むようにしてもらいたい。	一部の解約手続きについて、コールセンターで電話完結できるよう、改善しました。
「手続完了のお知らせ」が届いたが、返還保険料がいくらなのかわからない。	「手続完了のお知らせ」に、返還保険料（金額）および、返還日、返還先口座についても印字し、ご確認いただけるように改善しました。
賃貸住宅を退去する場合は、保険の解約（異動）に関する手続きが必要だということを知らなかつた。 保険契約の更新の手続きに関する案内が不十分である。	「退去時の手続き案内チラシ」を作成し、当社代理店に対してチラシの活用を推進しています。 また、「満期および更新のご案内」の郵便物が不着となりお届けできなかったお客様に対し「SMS（ショートメッセージサービス）および音声アンウンスサービス」を利用することにより、より多くのお客様に各種手続きのご案内をお届けできるように改善しました。
事故の電話をかけた際、こちらは不安で色々質問したのだが、担当の方がやや事務的な口調であり、少し不満が残った。	全ての担当者は、事故に遭われたお客様からお電話をいただいた際には十分にお話を聴きし、丁寧で分かり易い説明を行うよう努めています。 お客様が不快に感じられることなく当社の商品をご活用いただけるよう、損害サービス部門をはじめとする関係部門の役職員全員に対して保障内容や事故事例等に関する研修や経験交流を継続的に実施することによって、業務品質の改善・向上に取り組んでまいります。

より身近な保険会社として

コーポレートキャラクターのご紹介

当社のコーポレートキャラクターは、「お客様のことを第一に考え、いつも安心・安全をお届けできるような存在でありたい」というコンセプトに基づき生まれました。当社のホームページ・ご契約のしおり（約款）に登場し、お客様と当社の懸け橋となるべく活動しています。



マッティ



ミハリーナ

家族思いでちょっぴり心配性の
ミーアキャットの男の子。
愛用の双眼鏡ですばやく情報をキャッチして、
さまざまな危険から守るしっかり者です。

いつも周りのみんなを気にかけて
何でも相談にのってくれる
世話好きなミーアキャットの女の子。
困っている人を見るとほっとけない
心の優しいみんなの人気者です。

商品・サービスについて

保険の仕組み	28
取扱商品	31

保険の仕組み

保険制度について

保険制度とは、偶然の事故による損害を保障するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。

少額短期保険について

保険業を行う場合には、保険業法の定めにより、政府から事業免許を受ける必要がありました。しかし、2006年4月に施行された保険業法の改正により、財務局への登録という比較的簡易な手続で設立が認められ、保険業を行うことができる「少額短期保険業者」が誕生しました。「少額短期保険業者」は、保険業法の規定に従い、少額かつ短期の保険のみを引き受けることができます。また、保険金額が少額かつ保険期間が短期であれば、生命保険も損害保険も引受可能であり、1保険会社で双方の保険を引き受けることができない生命保険会社や損害保険会社とは異なる一つの特徴となっています。

この引受可能な「少額」とは、原則として、1被保険者について1,000万円以下とされています。

また、同じく引受可能な範囲を定める「短期」は、損害保険では2年以下、生命保険では1年以下とされています。

保険料について

保険契約者にお支払いいただく保険料は、統計的手法により保険金支払いに充当すべき金額を各保険契約に公平に配分したものに、保険会社の運営経費、代理店手数料などを加算して算出しています。算出した保険料は、財務局に届出を行っています。

保険契約締結の流れについて

1. 保険契約の募集

保険は、保険会社が万一の場合に保障を行うという契約であり、約束そのものが商品となっていますので、保険約款が保険会社の商品内容となります。

保険約款は、標準的な内容を定めた普通保険約款とこれを必要に応じて修正する特約条項から構成されます。

このような無形の商品ですので、保険契約の締結にあたっては、まず、保険代理店が保険商品の保障内容や契約締結時の留意点などを説明し、保険契約の募集を行います。

説明には、「リーフレット」、「重要事項説明書」および「ご契約のしおり」を適宜用います。

2. 保険契約内容の確認

保険契約を申し込まれる方には、保険契約の保障内容等に関し、ご自分の希望に従つたものであるかどうかを確認いただきます。

3. 適切な保険金額の設定

家財や設備・什器等の物に生じた損害に対しては、実際に借用戸室・借用施設に収容される物の再調達価額（同等のものを新たに取得するのに必要な価額）または再調達価額から使用による損耗分を控除した時価をもって損害額を評価したうえで保険金をお支払いします。このため、保険の対象として家財や設備・什器等の価額以上の保険金額をご契約いただいても、無駄となります。また、価額以下の保険金額をご契約いただくと、万が一の事故の際に、十分な保障が受けられません。過不足のない金額でのご契約をお願いいたします。

4. 保険契約申込書の作成

保険契約のお申込みは当社所定の「保険契約申込書」に必要事項を記入いただき、記名捺印のうえ、お申込みいただきます。「保険契約申込書」には、当社の保険で引き受けが可能か否かの判断を行うために必要な事項（告知事項）を申告いただく欄もありますので、事実を正確にご記入願います。

保険契約申込書を使用せず、Web上の「契約者さま専用ページ」からお手続きいただくことも可能です。この場合は、画面に表示される内容を確認いただきながら所定の事項を入力してください。

5. 保険料のお支払い

保険料は、金融機関での口座振替の場合を除き、保険契約締結の際に全額をお支払いいただきます。当社代理店が保険料を直接領収した場合には、当社所定の保険料領収証を発行いたします。保険証券発行までの間、保険料領収証が、保険契約締結の証となります。

6. 引受確認

少額短期保険会社は、1被保険者あたりの引受制限額や1保険契約者あたりの被保険者人数の制限など、引き受けに関し法令上種々の制限を受けています。このため、一人の方が複数のご契約をお申込みいただいた場合などで、保険契約が引き受けできない場合があります。このような場合、法令上の制限を遵守するため、やむを得ず保険契約のお申込みに対して引き受けを承諾できない場合があります。

7. 保険証券の発行

当社は、保険契約締結後、その証として、保険証券を発行いたします。保険証券がお手元に届いた場合には、内容に誤りがないかご確認ください。

なお、インターネットを通じて保険契約の内容をご確認いただく場合には、保険証券は発行いたしません。

8. 保険契約締結後の事実の変更

保険契約締結後に、保険契約申込書に記載した事項が変更になることがあります。例えば、借用施設の用途の変更、結婚による改姓、連絡先電話番号の変更などです。これらの場合、手続が必要となりますので、当社にご連絡ください。

また、保険契約締結時に指定した借用戸室から退去される場合、保険契約を解約するかまたは転居先も賃貸であれば、解約することなく転居先に保障の対象となる借用戸室を変更することも可能です。いずれも手續が必要ですので、当社にご連絡ください。保険契約を解約される場合には、満期までの期間がわずかであるような場合を除き、保険料の返還を受けることができます。

9. クーリングオフ

「お部屋の保険 ワイド」につきましては、お客様の保険契約申込日またはクーリングオフ説明書を受け取られた日のいずれか早い日から8日以内であれば、保険契約のお申込みを撤回する「クーリングオフ」を認めています。

再保険について

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部を他の保険会社と契約を結び移転しています。このような保険会社間の取引を「再保険」といいます。

事故発生から保険金お支払いまでの流れについて

1. 主な事故発生時の対応

- (1)火災事故が発生したら、損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。同時に、消防署・警察署等へ速やかに通報してください。
- (2)盗難事故にあわれたら、警察署に通報し被害届をご提出ください。
- (3)漏水事故が発生したら、損害の拡大を防止し、自室および階下等の被害状況をご確認ください。階下に被害がある場合は、階下の住人の方に配慮して誠意を持って対応してください。ただし、現場では補償に関する約束はせずに、「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせてください。」とお伝えください。

なお、上記（1）～（3）の場合において、建物や設備に損害がある場合は、管理会社（不動産会社）または貸主の方にご連絡ください。

2. 事故受付センターへのご連絡

緊急措置後は、速やかに当社事故受付センターまでご連絡ください。その際、証券番号、契約者名、被保険者名、事故の日時・場所、事故発生状況、届出消防署・警察署等をお伝えください。事故受付センターでは、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

事故受付センター：0120-018-505

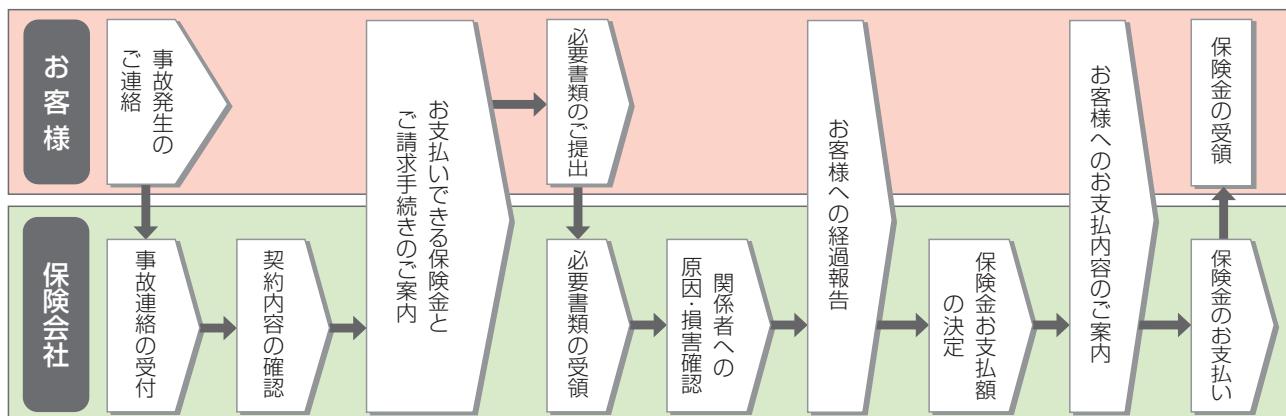
3. 保険金の請求手続き

事故担当者から、お支払いできる保険金とご請求手続きについてご案内し、保険金請求書類をお送りしますので、ご記入の上、必要書類を添えてご提出ください。

4. 損害状況の確認、保険金お支払額の決定、保険金のお支払い

お客様や管理会社・貸主・被害者等に事故の原因や損害を確認した上で、お支払いできる保険金を算定してお客様にご案内した後、ご指定のお支払先に保険金をお支払いします。

【保険金お支払までの一般的な流れ】



【保険金のお支払いに必要な書類】

火災で家財損害の事故	火災で貸主への賠償事故	盗難事故	賠償事故
保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書	保険金請求書
罹災証明書	罹災証明書	警察署発行の受理番号	事故証明書(必要に応じて)
損害品明細書	損害の見積書 示談書または免責証書	損害品明細書 修理見積書(修理がある場合)	損害の見積書 示談書または免責証書

(注) 一定の事案については、保険金請求書を省略してお支払いするサービスを実施しています。

取扱商品

「お部屋の保険 ワイド」(賃貸入居者総合保険)

賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対処できる保険

お部屋の保険 ワイド

「お部屋の保険 ワイド」は、賃貸住宅を取り巻く様々な危険に対処できるよう本図のような保障を組み合わせた保険です。

家財保障		
借用戸室内の家財の損害		
<p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 ⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑥他人の戸室や給排水設備に生じた事故による水濡れ ⑦騒乱・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為 ⑧強盗・窃盗等の盗難 ⑨水災 ⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による家財の破損</p>		
修理費用保障	入居者賠償責任保障	個人賠償責任保障
<p>借用戸室の修理費用等</p> <ul style="list-style-type: none">○家財保障の対象となる①～⑨の事故により借用戸室に損害が発生した場合の修理費用○借用戸室内での被保険者の死亡により借用戸室に損害が発生した場合の修理費用○借用戸室専用水道管に生じた凍結により損害が発生した場合の修理費用	<p>借用戸室の損壊についての損害賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none">○火災○破裂・爆発○給排水設備に生じた事故による水濡れ	<p>他人の身体の障害、財物の損壊についての損害賠償責任 (借用戸室の損害を除く)</p> <ul style="list-style-type: none">○借用戸室の使用または管理に起因する事故○被保険者の日常生活に起因する事故
費用に関する保障が充実 		
<p>不測かつ突発的な事故による借用戸室設備等の修理費用</p>	<p>凍結による水道管修理の際の再発防止費用</p>	<p>ここが「ワイド」!</p> 
<p>入居者の死亡に伴う遺品整理費用</p>	<p>カギの盗難時等のドアロック交換費用</p>	

「お部屋の保険 ワイド」は賃貸入居者総合保険に「費用等保障拡大特約」をセットした商品のペットネームです。

「お部屋の保険 ワイド」は、借用戸室を取り巻く上図のような様々な危険を保障する保険です。

「お部屋の保険 ワイド」は、各種費用に関する保障が充実しており、保障の対象となる費用の範囲が幅広くなっています。

なお、賃貸住宅がサービス付き高齢者住宅である場合には、レンタルしている福祉用具も家財として保障します。また、認知症等で心神喪失により責任能力を欠く状態で加害事故を起こした場合、監護する者が損害賠償義務を負うことがあります。この場合の監護する者の損害賠償義務についても保障します。

各保障の保険金の支払額には、限度があります。詳細は、「ご契約のしおり」をご確認ください。

各種サービス

■ 現場急行サービス

「お部屋の保険 ワイド」（賃貸入居者総合保険）の被保険者向けのサービスです。

不動産管理会社に連絡が取れずお困りの緊急時に「現場急行サービス」にご連絡いただければ、当社の提携先業者が応急作業にお伺いします。

〔サービス内容〕

- ・トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置
- ・鍵の紛失等による借用戸室の鍵開け
- ・ガラスの破損に伴う修理等



カギのトラブル



ガラスのトラブル



水まわりのトラブル

■ 医療相談サービス

医療・健康相談に関する様々なご質問について、豊富な知識と経験を備えた医師や看護師による専門スタッフが24時間・365日ご相談に応じます。

〔医療・健康相談サービス〕

- ・突然のケガや発病といったことから日常のおかうだのお悩みなどを経験豊富な保健師・看護師がアドバイスいたします。

〔医療機関案内サービス〕

- ・夜間利用できる救急医療機関等、全国の病院、診療所、歯科診療所、介護施設など全国45万件のデータベースからお客様のご要望にあった医療機関等をご案内します。



業績データ

主要な業務の状況	34
経理の状況	42

主要な業務の状況

1. 直近の4事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
正味収入保険料		—	9,428	20,465	26,016
経常収益		—	1,660,473	3,909,386	5,290,400
保険引受利益(△は損失)		—	△31,213	△45,957	△52,933
経常利益(△は損失)		△2,735	△31,213	△39,552	23,578
当期純利益(△は損失)		△2,805	△23,486	△31,974	15,550
正味損害率		—	1.5%	9.9%	16.7%
正味事業費率		—	384.4%	284.3%	△783.3%
利息及び配当金収入		—	—	—	—
資本金 (発行済株式総数)		150,000 (6,000株)	150,000 (6,000株)	150,000 (6,000株)	150,000 (6,000株)
純資産額		297,194	273,707	241,733	257,283
総資産額		297,369	714,983	1,026,921	1,645,796
責任準備金残高		—	4,127	9,683	287,432
貸付金残高		—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)		20,098.4%	4,180.4%	1,617.8%	1,228.5%
配当性向		—	—	—	—
従業員数		—	4名	32名	35名

※保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）の算出方法についてはP40をご参照ください。

※2013年度は、2014年1月20日から2014年3月31日までとなります。

2. 直近の2事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		20,465	100.0%	26,016	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		20,465	100.0%	26,016	100.0%

※正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをおいいます。

② 元受正味保険料

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		2,047,396	100.0%	2,602,256	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		2,047,396	100.0%	2,602,256	100.0%

※元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをおいいます。

③ 支払再保険料

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		2,026,931	100.0%	2,576,240	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		2,026,931	100.0%	2,576,240	100.0%

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをおいいます。

④ 保険引受利益（△は損失）

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		△45,957	100.0%	△52,933	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		△45,957	100.0%	△52,933	100.0%

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		2,019	100.0%	4,339	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		2,019	100.0%	4,339	100.0%

※正味支払保険金とは、元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		201,986	100.0%	433,989	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		201,986	100.0%	433,989	100.0%

※元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		199,966	100.0%	429,650	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		199,966	100.0%	429,650	100.0%

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年 度	2015年度			2016年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火 災		9.9%	284.3%	294.2%	16.7%	△783.3%	△766.6%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		9.9%	284.3%	294.2%	16.7%	△783.3%	△766.6%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率+正味事業費率

※正味事業費＝事業費-再保険手数料

③ 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

項目	年 度	2015年度			2016年度		
		元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火 災		9.9%	76.1%	86.0%	16.7%	65.4%	82.1%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		9.9%	76.1%	86.0%	16.7%	65.4%	82.1%

※元受損害率＝元受正味保険金÷元受正味保険料

※元受事業費率＝事業費÷元受正味保険料

※元受合算率＝元受損害率+元受事業費率

④ 出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	2015年度	2016年度
出再先保険会社の数	2社	2社
出再保険料の上位5社の割合	100%	100%

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
A-以上		100%		100%	
BBB以上		—		—	
その他		—		—	
合 計		100%		100%	

※格付区分は、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（S&P社）の格付を使用しています。

※各年度3月末時点の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		126,599	100.0%	265,189	100.0%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		126,599	100.0%	265,189	100.0%

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度	2016年度
火 災		795	1,452
そ の 他		—	—
合 計		795	1,452

② 責任準備金

(単位：千円)

項目	年 度	2015年度	2016年度
火 災		9,683	287,432
そ の 他		—	—
合 計		9,683	287,432

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損 害 率 の 上 昇 シ ナ リ オ	発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計 算 方 法	正味既経過保険料×1%	
経 常 損 失 の 増 加 額	2015年度	2016年度
	153千円	225千円

※収支残による影響をのぞいています。

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

項目	年 度	2015年度		2016年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現 預 金		394,813	38.4%	585,838	35.6%
金 銭 信 託		—	—	—	—
有 価 証 券		—	—	—	—
運 用 資 産 計		394,813	38.4%	585,838	35.6%
総 資 産		1,026,921	100.0%	1,645,796	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り
該当ありません。

③ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比
該当ありません。

④ 保有有価証券利回り
該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当ありません。

(5) 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

	2015年度			2016年度		
	火 災	そ の 他	合 計	火 災	そ の 他	合 計
普通責任準備金	8,975	—	8,975	286,102	—	286,102
異常危険準備金	707	—	707	1,329	—	1,329
契約者配当準備金等	—	—	—	—	—	—
合 計	9,683	—	9,683	287,432	—	287,432

(6) ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	2015年度	2016年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	242,440	258,612
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	241,733	257,283
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	707	1,329
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]+R3+R4}$	29,970	42,100
保険リスク相当額	10,753	13,792
R1 一般保険リスク相当額	1,514	2,229
R4 巨大災害リスク相当額	9,239	11,563
R2 資産運用リスク相当額	19,758	29,164
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	3,948	5,858
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	14,544	20,653
再保険回収リスク相当額	1,265	2,651
R3 経営管理リスク相当額	915	1,288
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×(1/2)]×100	1,617.8%	1,228.5%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

<ソルベンシー・マージン比率とは>

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(左記の(B))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:左記の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(左記の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
 - ②資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～②および④以外のもの
 - ④巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(7) 時価情報等

- ① 有価証券
該当ありません。
- ② 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

計算書類

当社は、保険業法第272条の17の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

貸借対照表

(単位：千円)

年 度 科 目	2015年度 (2016年3月31日現在)		2016年度 (2017年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(資 産 の 部)		%		%	
現金及び預貯金	394,813	38.4	585,838	35.6	191,024
現 金	—	—	—	—	—
預 貯 金	394,813	38.4	585,838	35.6	191,024
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—
国 債	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
有 形 固 定 資 産	4,976	0.5	3,645	0.2	△1,330
土 地	—	—	—	—	—
建 物	2,767	0.3	2,267	0.1	△499
建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—
その他の有形固定資産	2,209	0.2	1,378	0.1	△831
無 形 固 定 資 産	—	—	—	—	—
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	—	—	—
の れ ん	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	—	—	—	—	—
代 理 店 貸	98,981	9.6	123,727	7.5	24,746
共 同 保 険 貸	246,353	24.0	401,534	24.4	155,180
再 保 険 貸	126,599	12.3	265,189	16.1	138,589
そ の 他 資 産	65,103	6.3	101,867	6.2	36,764
未 収 金	52,097	5.1	89,060	5.4	36,962
代 理 業 務 貸	—	—	—	—	—
未 収 保 険 料	—	—	—	—	—
前 払 費 用	—	—	—	—	—
未 収 収 益	—	—	—	—	—
預 託 金	10,896	1.1	10,896	0.7	—
仮 払 金	2,108	0.2	1,910	0.1	△198
保険業法第113条繰延資産	—	—	—	—	—
そ の 他 の 資 産	—	—	—	—	—
繰 延 税 金 資 産	80,094	7.8	152,994	9.3	72,900
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—	—
供 託 金	10,000	1.0	11,000	0.7	1,000
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—
資 産 の 部 合 計	1,026,921	100.0	1,645,796	100.0	618,874

(単位：千円)

年 度 科 目	2015年度 (2016年3月31日現在)		2016年度 (2017年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	10,478	1.0	288,884	17.6	278,405
支払備金	795	0.1	1,452	0.1	656
責任準備金	9,683	0.9	287,432	17.5	277,749
普通責任準備金	8,975	0.9	286,102	17.4	277,127
異常危険準備金	707	0.1	1,329	0.1	622
契約者配当準備金	—	—	—	—	—
代理店借	97,736	9.5	126,851	7.7	29,114
共同保険借	214,759	20.9	320,629	19.5	105,870
再保険借	265,395	25.8	394,650	24.0	129,255
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—
その他の負債	181,351	17.7	242,369	14.7	61,018
代理業務借	—	—	—	—	—
借入金	—	—	—	—	—
未払法人税等	63,151	6.1	47,206	2.9	△15,945
未払金	52,389	5.1	65,524	4.0	13,134
未払費用	—	—	—	—	—
前受収益	—	—	—	—	—
預り金	—	—	—	—	—
資産除去債務	3,317	0.3	3,317	0.2	—
仮受金	62,492	6.1	126,321	7.7	63,828
その他の負債	—	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	15,467	1.5	15,127	0.9	△339
価格変動準備金	—	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—	—	—	—
負債の部合計	785,188	76.5	1,388,512	84.4	603,324
(純資産の部)					
資本金	150,000	14.6	150,000	9.1	—
新株式申込証拠金	—	—	—	—	—
資本剰余金	150,000	14.6	150,000	9.1	—
資本準備金	150,000	14.6	150,000	9.1	—
その他資本剰余金	—	—	—	—	—
利益剰余金	△58,266	△5.7	△42,716	△2.6	15,550
利益準備金	—	—	—	—	—
その他利益剰余金	△58,266	△5.7	△42,716	△2.6	15,550
退職金関係積立金	—	—	—	—	—
不動産圧縮積立金	—	—	—	—	—
社会厚生事業増進積立金	—	—	—	—	—
その他の積立金	—	—	—	—	—
繰越利益剰余金	△58,266	△5.7	△42,716	△2.6	15,550
自己株式(△)	—	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—	—
株主資本合計	241,733	23.5	257,283	15.6	15,550
その他有価証券評価差額金	—	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—	—
評価・換算差額等合計	—	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—	—
純資産の部合計	241,733	23.5	257,283	15.6	15,550
負債・純資産の部合計	1,026,921	100.0	1,645,796	100.0	618,874

(注) 1. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っています。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については、定額法により行っています。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却の方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。これによる計算書類等に与える影響はありません。

2. 賞与引当金は従業員賞与に充てるため支給見込額を基準に計上しています。

3. 消費税等の会計処理は税込方式によっています。

4. 責任準備金は保険業法施行規則第211条の46の規定に基づく準備金であり、同第1項第1号イに規定する未経過保険料の金額は、純保険料等に基づく算出方法により計算しています。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は3,286千円です。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

少額短期保険業者の資産運用は、預貯金（外貨建てを除く）・国債・地方債等に限定されている上、当社では安全性・流動性の確保のため、預貯金による運用を基本方針としています。また、四半期毎の資産の自己査定を通じて資産の健全性維持に努めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預貯金	585,838	585,838	—
(2) 代理店貸	123,727	123,727	—
(3) 共同保険貸	401,534	401,534	—
(4) 再保険貸	265,189	265,189	—
(5) 未収金	89,060	89,060	—
(6) 代理店借	(126,851)	(126,851)	—
(7) 共同保険借	(320,629)	(320,629)	—
(8) 再保険借	(394,650)	(394,650)	—

(＊) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりですが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

7. 繰延税金資産の総額は153,947千円、繰延税金資産から評価性引当として控除した額は952千円です。繰延税金資産の発生の主な原因是、普通責任準備金77,148千円、ソフトウェア70,450千円です。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

8. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりです。

(支払備金)

支払備金（出再支払備金控除前）	117,287千円
同上に係る出再支払備金	116,114千円
差引（イ）	1,172千円
IBNR備金（出再IBNR備金控除前）	27,925千円
同上に係る出再IBNR備金	27,646千円
差引（ロ）	279千円
計（イ+ロ）	1,452千円

(責任準備金)

普通責任準備金（初年度収支残）	286,102千円
異常危険準備金	1,329千円
計	287,432千円

9. 1株当たりの純資産額は42,880円53銭です。算定上の基礎である純資産額は257,283千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は6,000株です。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：千円)

(注) 1. 関係会社との取り引きによる費用総額は294千円です。

2. (1) 正味収入保険料は、26,016千円です。

(2) 正味支払保険金は、4,339千円です。

(3) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	53,562千円
同上に係る出再支払備金繰入額	53,026千円
差引（イ）	535千円
IBNR備金繰入額（出再IBNR備金控除前）	12,061千円
同上に係る出再IBNR備金繰入額	11,940千円
差引（ロ）	120千円
計（イ+ロ）	656千円

(4) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額	277,127千円
異常危険準備金繰入額	622千円
計	277,749千円

3. 1株当たりの当期純利益は2,591円68銭です。算定上の基礎である当期純利益は15,550千円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は6,000株です。

なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は算出しません。

4. 関連当事者との取り引きは以下のとおりです。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
親会社の子会社	東京海上日動火災保険株式会社	—	—	再保険（注1）	再保険料 (費用) 2,439,250 回収再保険金 (収益) 386,250 再保険手数料 (収益) 1,713,877 再保険返戻金 (収益) 123,225 再保険貸 (債権) 238,402 再保険借 (債務) 354,793
親会社の子会社	東京海上ミレア少額短期保険株式会社	—	—	業務委託（注2） 業務受託（注2） 共同保険に係る精算 (注2)	業務委託費 (費用) 92,381 未払金 (債務) 25,326 その他経常収益 (収益) 26,843 未収金 (債権) 6,100 共同保険貸 (債権) 401,534 共同保険借 (債務) 320,629

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 再保険料その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しています。

(注2) 共同保険に係る委託契約等に基づき、合理的な条件で決定しています。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2015年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	150,000	—	150,000
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	150,000	—	150,000

	株主資本				自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	—	△26,292	△26,292	△26,292	—	273,707		
新株の発行	—	—	—	—	—	—		
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—		
当期純利益	—	△31,974	△31,974	△31,974	—	△31,974		
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	—	△31,974	△31,974	△31,974	—	△31,974		
当期末残高	—	△58,266	△58,266	△58,266	—	241,733		

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	273,707
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	△31,974
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△31,974
当期末残高	—	—	—	—	—	241,733

2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	150,000	—	150,000
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	150,000	—	150,000

	株主資本				株主資本合計	
	利益剰余金			自己株式		
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	—	△58,266	△58,266	—	241,733	
新株の発行	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	
当期純利益	—	15,550	15,550	—	15,550	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	15,550	15,550	—	15,550	
当期末残高	—	△42,716	△42,716	—	257,283	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	241,733
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	15,550
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	15,550
当期末残高	—	—	—	—	—	257,283

(注) 1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	6,000株	一株	一株	6,000株

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	比較増減
	金 額	金 額		
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益（△は損失）	△39,552	23,578	63,131	
減価償却費	4,353	1,762	△2,590	
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—	—	
支払備金の増加額（△は減少）	663	656	△7	
責任準備金の増加額（△は減少）	5,555	277,749	272,193	
貸倒引当金の増減額	—	—	—	
契約者配当準備金繰入額	—	—	—	
退職給付引当金の増加額（△は減少）	—	—	—	
役員退職慰労引当金の増加額（△は減少）	—	—	—	
価格変動準備金の増加額（△は減少）	—	—	—	
利息及び配当金等収入	—	—	—	
有価証券関係損益（△は益）	—	—	—	
支払利息	—	—	—	
為替差損益（△は益）	—	—	—	
有形固定資産関係損益（△は益）	—	—	—	
代理店貸の増加額（△は増加）	△74,417	△24,746	49,671	
再保険貸の増加額（△は増加）	△114,664	△138,589	△23,925	
共同保険貸の増加額（△は増加）	78,348	△155,180	△233,529	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△52,867	△36,764	16,103	
代理店借の増加額（△は減少）	87,094	29,114	△57,980	
再保険借の増加額（△は減少）	111,082	129,255	18,173	
共同保険借の増加額（△は減少）	68,140	105,870	37,729	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	6,544	76,623	70,078	
その他	—	—	—	
小 計	80,280	289,330	209,049	
利息及び配当金等の受取額	—	—	—	
利息の支払額	—	—	—	
契約者配当金の支払額	—	—	—	
その他	—	—	—	
法人税等の支払額	△1,637	△96,873	△95,235	
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,642	192,456	113,813	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増減額（△は増加）	—	—	—	
有価証券の取得による支出	—	—	—	
有価証券の売却・償還による収入	—	—	—	
有形固定資産の取得による支出	△5,129	△432	4,697	
有形固定資産の売却による収入	—	—	—	
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	—	—	—	
その他	△10,896	△1,000	9,896	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,025	△1,432	14,593	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入れによる収入	—	—	—	
借入金の返済による支出	—	—	—	
社債の発行による収入	—	—	—	
社債の償還による支出	—	—	—	
株式の発行による収入	—	—	—	
自己株式の取得による支出	—	—	—	
配当金の支払額	—	—	—	
その他	—	—	—	
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	62,617	191,024	128,407	
現金及び現金同等物期首残高	332,196	394,813	62,617	
現金及び現金同等物期末残高	394,813	585,838	191,024	

(注) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預貯金からなっています。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

事業費の明細

(単位：千円)

区分	年 度	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	比較増減
		金額	金額	
営業費		935,653	1,328,907	393,254
代理店手数料		863,312	1,095,515	232,203
営業職員経費		45,575	162,716	117,141
広告宣伝費		1,693	2,017	323
その他営業費		25,071	68,657	43,585
一般管理費		616,019	363,802	△252,216
人件費		120,830	101,004	△19,825
物件費		495,189	262,798	△232,391
税金		2,129	8,181	6,051
減価償却費		4,353	1,762	△2,590
退職給付引当金繰入額		—	—	—
事業費計		1,558,155	1,702,653	144,498

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2016年4月1日から2017年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等に、不実の記載がないものと2017年5月17日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備しており、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌と所管部署並びに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
2. 経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
3. 経理部門では、一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
4. 財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
5. 内部監査部門では、財務諸表が適正に作成されていることを確認していること。

コーポレートデータ

株式の状況	52
会社の組織	53
役員の状況	54
従業員の状況	56
会社およびその子会社等の状況	56
設備の状況	56
店舗一覧	56
保険に関する用語の説明	57

株式の状況

株主及び株式の状況

当社の発行可能株式総数は、60,000株、発行済株式総数は6,000株です。

大株主

(2017年3月31日現在)

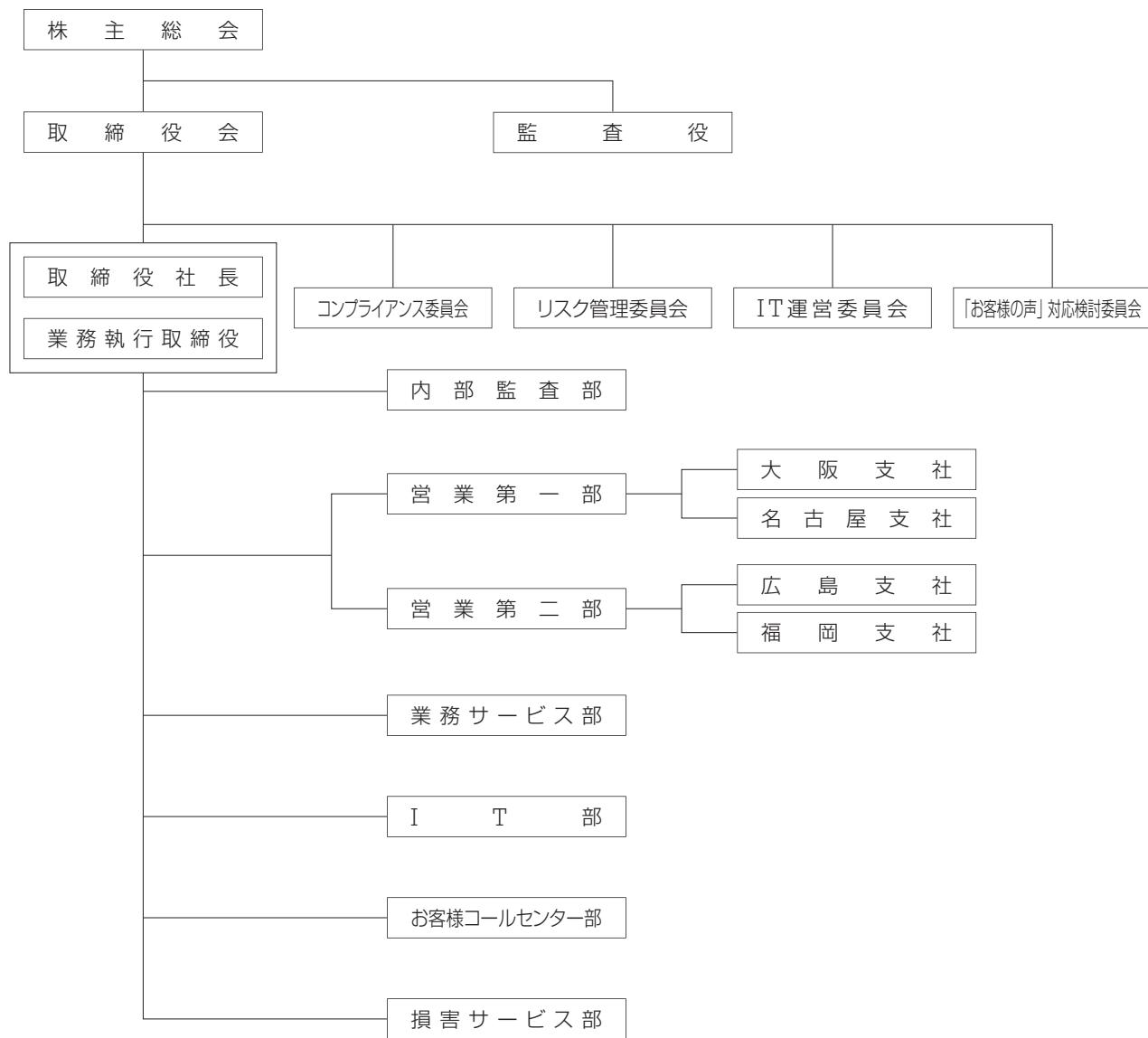
氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	6,000	100.00
計		6,000	100.00

資本金の推移

年月日	資本金の額 (千円)		摘要
	増減額	残高	
2014年3月31日	—	150,000	初年度末残高
2017年3月31日	—	150,000	本年度末残高

会社の組織

組織図 (2017年4月1日現在)



現状

経営戦略について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員の状況

取締役

(2017年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴	担当
取締役社長 (代表取締役)	山下 つばさ (1969年10月30日生)	1992年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2007年 7月 東京海上日動火災保険株式会社旅行業営業部営業第三課担当課長 2008年 7月 中国・四国業務支援部部店支援室担当課長兼営業開発部参事兼自動車営業開発部参事兼営業企画部参事 2012年 7月 同社鹿児島支店次長兼鹿児島中央支社長 2017年 4月 当社取締役社長（現職）	コンプライアンス委員会委員長、リスク管理委員会委員長、「お客様の声」対応検討委員会委員長、業務サービス部、内部監査部
取 締 役	山口 潤 (1968年7月28日生)	1991年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2006年 7月 東京海上日動火災保険株式会社公務第二部公務第二課長兼営業開発部マーケット開拓支援グループ参事 2007年 8月 同社公務第二部公務第二課長兼営業開発部マーケット開拓支援グループ参事兼金融営業推進部日本郵政室参事 2009年 7月 同社鹿児島支店営業課長 2013年 7月 同社大阪北支店大阪北直轄課長 2015年 4月 当社取締役（現職）	IT運営委員会委員長、営業第一部、営業第二部、IT部、お客様コールセンター部、損害サービス部、(内部監査部)
取 締 役	城 孝 (1969年8月11日生)	1992年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 東京海上ホールディングス株式会社国内事業企画部事業推進グループマネージャー 2014年 4月 東京海上ミレア少額短期保険株式会社取締役（現職） 2014年 6月 当社取締役（現職） 2017年 4月 東京海上ホールディングス株式会社事業戦略部長兼事業支援グループリーダー（現職）	
取 締 役	君島 功 (1966年5月27日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社営業開発部長兼兼業グループリーダー（現職） 2015年 4月 東京海上ミレア少額短期保険株式会社取締役（現職） 2015年 4月 当社取締役（現職）	

(注) 担当欄の（ ）は、副担当です。

監査役

(2017年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役	玉井 孝明 (1950年7月5日生)	<p>1975年 4月 東京海上火災保険株式会社入社</p> <p>2003年 6月 同社執行役員海外本部部長</p> <p>2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員アジア担当部長</p> <p>2006年 6月 同社常務取締役経営企画部長</p> <p>2006年 6月 株式会社ミレアホールディングス取締役</p> <p>2008年 6月 同社取締役退任</p> <p>2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役</p> <p>2011年 6月 東京海上ホールディングス株式会社専務取締役</p> <p>2012年 6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役退任</p> <p>2012年 6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役副社長</p> <p>2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長</p> <p>2014年 6月 同社取締役副社長退任</p> <p>2014年 6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役副社長退任</p> <p>2014年 6月 同社常勤監査役（現職）</p> <p>2014年 6月 東京海上ミレア少額短期保険株式会社監査役（現職）</p> <p>2016年 4月 当社監査役（現職）</p>
監査役	阪本 吉秀 (1955年8月19日生)	<p>1979年 4月 東京海上火災保険株式会社入社</p> <p>2003年 7月 同社経営企画部部長（調査・企画統括）兼調査企画グループリーダー</p> <p>2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社経営企画部部長兼調査企画グループリーダー</p> <p>2007年 8月 同社お客様の声部長</p> <p>2008年 6月 同社本店損害サービス部長</p> <p>2009年 7月 同社理事本店損害サービス部長</p> <p>2011年 8月 同社理事関西業務支援部長</p> <p>2012年 5月 同社執行役員（関西業務支援部長委嘱）</p> <p>2012年 6月 株式会社自研センター代表取締役</p> <p>2016年 6月 同社代表取締役退任</p> <p>2016年 6月 株式会社東京エネシス取締役（現職）</p> <p>2016年 6月 東京海上ミレア少額短期保険株式会社常勤監査役（現職）</p> <p>2016年 6月 当社監査役（現職）</p>

(注) 阪本吉秀は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

従業員の状況

(2017年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
35名	44.6歳	1.2年	334千円

(注) 平均給与月額は、基準外賃金を含み、賞与を含みません。

会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

設備の状況

設備投資等の概要

主要な設備の状況

当社における主要な設備は、以下のとおりです。

(2017年3月31日現在)

店名	所在地	面積(m ²)	帳簿価額(千円)	
			建物	動産
本社	大阪市淀川区	150	594	675
名古屋	名古屋市中区	91	1,296	110

店舗一覧 (2017年7月1日現在)

本社 〒532-0003

大阪市淀川区宮原4-1-9

新大阪フロントビル11F TEL(06)6396-0818

営業店舗	所在地		連絡先
横浜支店	〒220-8135	横浜市西区みなとみらい2-2-1-1 横浜ランドマークタワー35F	TEL(045)264-4815
名古屋支社	〒460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス6F	TEL(052)307-1008
広島支社	〒732-0827	広島市南区稻荷町1-1 ロイヤルタワー7F	TEL(082)568-2822
福岡支社	〒812-0027	福岡市博多区下川端町1-3 明治通りビジネスセンター別館7F	TEL(092)283-5114

保険に関する用語の説明

【か行】

解除（解約）

保険契約者または保険会社の、相手方に対する意思表示によって、保険契約の効力を失わせること。保険契約者は、いつでも保険契約を解除できるが、保険会社は、保険契約者や被保険者に契約上の義務違反があった場合など、一定の事由がある場合にしか保険契約を解除できない。解除の効力は将来に向かって発生するのが原則だが、保険料の不払いや重大事由による場合など始期に遡って保険責任がなくなる場合もある。

保険契約者からの解除を実務上、「解約」と呼ぶことが多い。

共同保険

1 保険証券において、複数の保険会社を引受保険会社とする保険契約を締結する契約方式。各引受保険会社は、連帯することなく引受割合に応じて分割責任を負う。引受保険会社のうち幹事保険会社は引受保険会社を代表して保険証券の発行、保険契約者または被保険者との間の手続等を行う。

告知義務

保険契約の締結に際し、保険契約者および被保険者になろうとする者が、保険会社の質問にしたがって、保険契約の引受範囲内か否かや保険料の適用基準を判定するための保険契約に関する重要な事項について回答する義務。この義務に違反して事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知すると、保険会社が保険契約を解除したり、保険金が支払われないことがある。

【さ行】

再取得価額

同等の物を再取得するのに必要な金額であり、事故が発生した場合の損害額の算定基準となる。

時価

再取得価額から使用・損耗による減価分を控除した残額で、事故が発生した場合の損害額の算定基準として使われることがある。

示談

損害賠償等の法的な争いに関し、争いの当事者同士の話し合いで解決すること。

重要事項説明書

保険契約の申込みにあたり、保険契約者・被保険者が知っておくべき保険契約の概要、保険契約に関し特に注意すべき事項などを説明する文書。

責任準備金

保険会社が将来の保険金支払いのために積立てている金額。

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

【た行】

大数の法則

数学的には、実際に実験して得られた結果としての確率が理論的な確率に一致することをいい、サイコロを振って1の目が出る割合は振る回数を極めて多くすれば、 $1/6$ に近づくことなどが例として挙げられる。保険においては、個々の保険契約者にとっては偶然の事象である火災等による損害も、多くの保険契約者についてみれば、毎年安定的な割合で推移するよう見えるので、これに基づいて安定的に保険会社の経営を行うことができることを「大数の法則」といっている。

特約条項

保険契約の基本的内容である普通保険約款の内容を必要に応じて変更することを定めた文書。

【は行】

被保険者

保険の保障を受ける者。傷害保険や生命保険では、その者が負傷したり死亡したときに保険金が支払われる保障の対象。

普通保険約款

保険契約の内容について定めた文書。どのように場合に保険金がどのように支払われ、どのような場合には保険金が支払われず、また、保険契約の終了事由なども規定されている。少額短期保険会社は、使用する普通保険約款の内容について、財務局に届出を行わなければ、その普通保険約款を使用した保険を募集することができない。

特約条項と併せて「保険約款」といわれることがある。

保険期間

保険会社が保障を行う期間として、保険契約上約定した期間をいう。

保険業法

保険事業のあり方を規制する法律。保険業を行う者の業務の健全かつ適正な運営と保険募集の公正を確保するために、保険会社、保険代理店、ブローカーに対する監督等について規定している。

保険金

保障の対象とする事故が発生した場合に、保険会社が支払う金銭をいう。

保険金額

保険契約上取り決めた保険会社が負う保険金支払い責任の上限額。損害保険では、保険金額の範囲内で、実際に生じた損害の額に対して保険金が支払われる。

保険契約者

保険契約の当事者として、保険契約の内容を決定し、保険会社との間で保険契約の締結を行う者。保険料を負担する義務を負う。

保険法

保険契約の内容および効力等に関する定めた法律。2010年4月に施行される前は商法の中に保険契約に関する規定があったのを独立の法律にしたもの。消費者保護等の観点から「片面的強行規定」の概念が取り入れられ、保険約款の内容であっても、保険契約者・被保険者にとって保険法より不利な内容を定めると、その効力が否定されることがある。

保険約款

普通保険約款および特約条項のことで、保険契約の内容について定めている。

保険料

保険会社が保険責任を負うことの対価として保険契約者が支払う料金。

「東京海上ウエスト少額短期の現状2017」

2017年7月発行

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-1-9

新大阪フロントビル11F

電話(06)6396-0818 (代表)

URL : <http://www.twssi.co.jp/>



東京海上ウエスト少額短期保険株式会社



WZ254(0)